廃水路敷地売払価格算定基準

(目的)

第1条 この基準は、払下げを行う廃水路敷地(以下「売払地」という。)における売払 価格の算定基準を定めることにより、価格の適正化と算定事務の円滑化を図ることを目 的とする。

(適用範囲)

- 第2条 この基準は、隣接する土地の所有者が払下げを申請し、かつ、単独利用することが困難で、隣接地と一体利用することが適切であると判断された売払地の処分に適用する。
- 2 前項に該当しない売払地の処分に当たっては、不動産鑑定評価書に基づき売払価格を 定めるものとする。

(算定方法)

- 第3条 売払価格は、売払単価(1 m³当たり。以下同じ。)に売払地の実測面積を乗じた 価格とする。
- 2 前項の売払単価は、基本宅地価格に厚木市道路用地の取得要綱(平成13年4月1日 施行)別表第1に定める地目に応じた補正をし、廃水路敷地としての減価率0.5を乗じ て算出する。
- 3 前項の基本宅地価格は、売払地の附近又は類似公示地の1 m³当たりの地価公示価格を 基に、売払地と地価公示地との固定資産税評価額の格差率を乗じて算出する。この場合 において、附近に妥当な地価公示地が存在しないときは、県基準価格又は附近鑑定評価 価格によるものとする。
- 4 第2項の規定にかかわらず、払下げを受けようとする者が売払地の不動産鑑定評価書を提出したときは、当該不動産鑑定評価書に記載された当該売払地1㎡当たりの単価を売払単価とすることができるものとする。

(留意事項)

- 第4条 基準とする地価公示地は、売払地の地域性並びに土地利用の性質及び形状を勘案 し、規範性の高いものを採用する。
- 2 固定資産税評価額の格差率は、少数点以下第4位を切り捨てたものとする。
- 3 売払単価の端数処理は、100円未満を切り捨てたものとする。
- 4 売払価格の適用は、価格算定時から1年間とし、これを超えた場合は、改めて価格の 算定を行うものとする。

附則

この要領は、平成14年4月1日から施行する。

附則

この基準は、平成20年4月1日から施行する。 附 則

この基準は、令和6年4月1日から施行する。